

横手市週休2日制工事に関する運用

令和6年3月7日
横手市建設部建設課

横手市週休2日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、運用を次のとおり定める。なお、営繕工事、水道工事については、別途定める。

要綱第2条関係（定義）

- 1 要綱第2条(3)の「当該週休2日制工事に係る作業」には、現場事務所等での事務作業を含む。

要綱第3条関係（休日）

- 1 発注者は、受注者に対し、毎月の履行報告書（様式1-1参照）に勤務状況確認表（様式1-2参照）を添付して提出させるものとする。なお、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

要綱第4条関係（週休2日制工事の指定等）

- 1 次の工事については、対象外とする。
 - (1) 災害復旧工事
 - (2) 工程上の制約がある工事
 - (3) 現場工事が4週間未満と見込まれる工事
 - (4) 設計額が130万円未満の工事
- 2 要綱第4条第1号に定める「週休2日制工事」とする場合は、次のとおりとする。
 - ①特記仕様書に別記1のとおり記載するものとする。
 - ②条件明示書に別記2のとおり記載するものとする。
- 3 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日制工事の現場が被災した場合など、週休2日を実施することが困難又は不適切であると発注者が判断した場合とする。

要綱第5条関係（工期変更）

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第6条関係（その他）

【工事費の積算に関すること】

1 土木工事

土木工事における積算は、「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に準ずるものとし、以下のとおりとする。

- (1) 発注時
4週8休以上の現場閉所達成を前提に直接工事費及び間接工事費に補正係数を乗じるものとする。
- (2) 精算変更時
現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じて補正係数の見直しを行うものとする。なお次の①から③までの期間については実工期から除くものとする。
 - ① 工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間
 - ② 工事全体を一時中止している期間
 - ③ 施工計画書で定めた夏季休暇及び年末年始休暇の期間
- (3) 直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表1-1による。

(4) 市場単価の補正係数は別表 1 - 2 による。

2 農業農村整備工事

農業農村整備工事における積算は「秋田県週休 2 日制工事に関する農業農村整備運用」に準ずるものとし、以下のとおりとする。

(1) 発注時

4 週 8 休以上の現場閉所達成を前提に直接工事費及び間接工事費に補正係数を乗じるものとする。

(2) 工事完成直前

現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、達成状況に応じて補正係数の見直しを行うものとする。なお次の①から③までの期間については実工期から除くものとする。

① 工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間

② 工事全体を一時中止している期間

③ 施工計画書で定めた夏季休暇及び年末年始休暇の期間

(3) 直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表 2 - 1 による。

(4) 市場単価の補正係数は別表 2 - 2 による。

3 森林整備保全工事

森林整備保全工事における積算は「秋田県週休 2 日制工事に関する森林整備運用」に準ずるものとし、以下のとおりとする。

(1) 発注時

4 週 8 休以上の現場閉所達成を前提に直接工事費及び間接工事費に補正係数を乗じるものとする。

(2) 工事完成直前

現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、達成状況に応じて補正係数の見直しを行うものとする。なお次の①から③までの期間については実工期から除くものとする。

① 工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間

② 工事全体を一時中止している期間

③ 施工計画書で定めた夏季休暇及び年末年始休暇の期間

(3) 直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表 3 - 1 による。

(4) 市場単価の補正係数は別表 3 - 2 による。

【その他】

1 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の取り扱いについては、発注者と協議すること。

2 余裕を持った工期設定を行うこと。ただし、舗装工事（新設及び修繕・補修）については、「I. 秋田県土木工事共通仕様書参考資料の工程計画管理基準（案）による場合」により工期設定を行うこと。

3 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、4 週 8 休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。

附 則

この運用は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表1-1 土木工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上
労務費	補正なし	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）		1.01	1.03	1.04
共通仮設費		1.02	1.03	1.04
現場管理費		1.03	1.04	1.06

別表1-2 土木工事における市場単価の補正係数

名称	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装		1.00	1.00	1.01
グレーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

別表 2-1 農業農村整備工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上
労務費	補正なし	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）		1.01	1.03	1.04
共通仮設費		1.02	1.03	1.04
現場管理費		1.05	1.07	1.09

別表 2-2 農業農村整備工事における市場単価の補正係数

名称	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上 完全週休2日
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.01	1.03	1.05
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防護網）		1.01	1.02	1.03
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02

別表 3-1 森林整備保全工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上
労務費	補正なし	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）		1.01	1.03	1.04
共通仮設費		1.02	1.03	1.04
現場管理費		1.03	1.04	1.06

別表 3-2 森林整備保全工事における市場単価の補正係数

名称	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上 完全週休2日
鉄筋工（太鉄筋を含む）		1.01	1.03	1.05
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防護網）		1.01	1.02	1.03
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03

別記 1

特記仕様書 ※記載例

<p>第 1 編 共通編 第 1 章 総則 1 - 3 週休 2 日制工事の対象</p>	<p>週休 2 日制工事の実施については、「横手市週休 2 日制工事実施要綱」及び「横手市週休 2 日制工事に関する運用」に基づいて実施するものとする。</p>
--	--

別記 2

条件明示書 ※記載例

<p>2. 週休 2 日制工事における補正</p>	<p>○有 本工事は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費に 4 週 8 休以上の現場閉所を行う前提として経費の補正を行っている。 工期内において 4 週 8 休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて最終変更時に上記経費の補正を見直すものとする。4 週 6 休に満たない場合には、補正なしとする減額変更を行うものとする。</p>
---------------------------	---